

株 主 各 位

大阪 市 中央 区 北 浜 四 丁 目 5 番 33 号
住友信託銀行株式会社
取締役社長 森 田 豊

定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、当社第135期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし電磁的方法によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪 市 中央 区 北 浜 四 丁 目 5 番 33 号
住友ビルディング11階会議室

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 平成18年3月31日現在の連結貸借対照表、第135期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結損益計算書及び営業報告書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 平成18年3月31日現在の貸借対照表及び第135期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）損益計算書報告の件

決議事項

- 第1号議案 第135期利益処分計算書承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役13名選任の件
4. 議決権行使についてのご案内
電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合、その他議決権行使に関する事項は、次頁の《議決権行使についてのご案内》をご参照ください。
 5. 株主様へのお願い
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、代理人によるご出席の場合は、代理権を証明する書面を議決権行使書とともに会場受付にご提出ください。（なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るとさせていただきます。）

以 上

（株主様へのお知らせ方法）

本招集ご通知添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ（http://www.sumitomotrust.co.jp/IR/company/jp/kabunushi_html/sokai.html）において、掲載することによりお知らせいたします。

《議決権行使についてのご案内》

1. 議決権行使書郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、株主総会開催日の前日（平成18年6月28日（水曜日））までに到着するようご返送ください。

2. 電磁的方法（インターネット）による議決権行使

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.webdk.net>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された議決権行使コード及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご登録ください。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



- (2) インターネットによる議決権行使は、株主総会開催日の前日（平成18年6月28日（水曜日））午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行行使されるようお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際の、プロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

インターネットにアクセスできること。

パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer5.5以上またはNetscape6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。

携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。

Netscapeは、米国及びその他の国のNetscape Communications Corporation社の登録商標です。）

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

当社証券代行部 専用ダイヤル ☎ 0120 - 186 - 417 （24時間受付）

<住所変更等用紙の請求> ☎ 0120 - 175 - 417 （24時間受付）

<その他の照会> ☎ 0120 - 176 - 417 （平日：9：00～17：00）

添付書類

第135期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果等

〔企業集団の主要な事業内容〕

当社グループは、当社、連結される子会社及び子法人等24社及び持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等9社から構成され、信託銀行業を中心に、リース、クレジットカード、ベンチャーキャピタル、投信委託などの金融サービスならびに住宅仲介、シンクタンクなどに至る幅広いサービスの提供を行っております。当社グループの事業にかかわる位置付け及び事業の種類別セグメントとの関係は、次のとおりです。なお、子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

事業の種類 セグメント	主な事業の内容	所在地	主要な会社名
銀行信託 事業	信託銀行業及びその付随業務、従属業務を行っております。	日本	住友信託銀行株式会社（信託銀行業） 連結される子会社及び子法人等6社 住信振興株式会社（ビル管理業） 住信保証株式会社（ローン保証業） 住信ビジネスサービス株式会社（事務代行業・人材派遣業・研修業） 日本TAソリューション株式会社（情報処理業・計算受託業） 住信情報サービス株式会社（情報処理業・計算受託業） 持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等4社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社（年金給付金等計算業・事務代行業） 人事サービス・コンサルティング株式会社（人事関連サービス業） 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託銀行業） 日本トラスティ情報システム株式会社（情報処理業・計算受託業）
		米州	住友信託銀行株式会社（信託銀行業） 連結される子会社及び子法人等4社 STB Preferred Capital (Cayman) Ltd.（金融業） STB Preferred Capital 2 (Cayman) Ltd.（金融業） Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)（金融業・信託業）
		欧州	住友信託銀行株式会社（信託銀行業） 連結される子会社及び子法人等1社 Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.（信託業・金融業・証券業）
		アジア・ オセアニア	住友信託銀行株式会社（信託銀行業） 連結される子会社及び子法人等2社 The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Ltd.（金融業）

事業の 種類 セグメント	主な事業の内容	所在地	主 要 な 会 社 名
金融関連 事業	リース業、クレジットカード業等の金融関連業務を行っています。	日本	連結される子会社及び子法人等11社 ファーストクレジット株式会社（金銭貸付業） すみしんウェルスパートナーズ株式会社（コンサルティング業） 住信インベストメント株式会社（ベンチャーキャピタル業） 住信不動産投資顧問株式会社（投資顧問業） 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社（リース業・割賦購入あっせん業・クレジットカード業） すみしんライフカード株式会社（クレジットカード業） 住信カード株式会社（クレジットカード業） 住信アセットマネジメント株式会社（投信委託業・投資顧問業） 株式会社住信基礎研究所（調査研究業・コンサルティング業・投資顧問業） すみしん不動産株式会社（不動産仲介業） 持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等5社 ビジネクスト株式会社（金銭貸付業） トップリート・アセットマネジメント株式会社（投資法人資産運用業） 住信リース株式会社（リース業）

(注) 1. 主要な会社名の()内は、主な事業の内容であります。

2. ファーストクレジット株式会社の子会社化にともない、金銭貸付業の区分の見直しを行った結果、ビジネクスト株式会社は、当年度より金融関連事業に区分しております。

〔金融経済環境〕

当年度のわが国経済をみますと、企業収益と設備投資が拡大基調を持続し、家計所得の持ち直しを背景に個人消費も堅調に推移し、輸出も好調を維持するなど、景気は一段と回復色を強めてまいりました。

こうした経済情勢のもと、消費者物価も下落基調を脱し、日本銀行は本年3月、約5年間続けた量的緩和政策の解除に踏み切りました。このため、10年国債流通利回りは1.8%近辺まで上昇し、期末の日経平均株価は約5年半ぶりに1万7千円を超えるに至りました。

米国では、巨大ハリケーンの被害に見舞われましたが、景気の拡大基調は崩れず、米国連邦準備制度理事会は政策金利を期中8回引き上げました。また中国は、昨年7月下旬に、人民元の対ドル相場の切り上げや通貨バスケット制の導入を柱とする為替改革に踏み切りました。

この間、昨年秋の総選挙で圧勝した小泉内閣は、郵政民営化関連法案を成立させ、政府系金融機関の統廃合や公務員の削減などを盛り込んだ「行政改革の重要方針」を打ち出すとともに、定率減税の廃止など税制改正にも着手しました。

金融界では、大手行の不良債権処理がほぼ完了する中、各金融機関は収益力向上に向けた取り組みを強化する一方、昨年4月に全面施行された個人情報保護法への対応や、偽造・盗難キャッシュカードによる被害対策を進めました。

〔企業集団をめぐる営業の経過及び成果〕

このように金融経済環境が変化する中、当社グループは「お客様本位No.1のトップクオリティ・トラストバンク・グループ」を目指し、お客様からの深い信頼の獲得と企業価値の一段の向上を図るため、経営システムの変革、連結事業戦略・提携戦略を積極的に推進してまいりました。

（経営システムの変革）

グループ中核の当社では、新しい金融競争環境に対応すべく、営業変革・業務変革・風土変革の「3つの変革」を推進して経営体質の強化を図ると共に、「信託らしいリテール事業」「信託型投資銀行業務」「不動産事業」の3分野を収益成長のエンジンとして事業競争力を強化し、当社事業モデルの進化を図っております。また、積極的な事業展開を支える強固なコンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する観点から、法務部をコンプライアンス統括部に改組し、体制を拡充すると共に、各種リスク管理体制の強化についても引き続き積極的に取り組みました。

更に、連結事業戦略を一段と強力に推進し、顧客基盤の拡大・事業領域の外延的拡充を通じた企業価値向上を実現すべく、連結経営推進室を設置し、グループ会社間のシナジー効果の発揮や、グループ横断でのリスク管理体制の強化に向けた体制整備を行いました。

（提携戦略）

当社は、真に株主の皆様・お客様・マーケットからご支持いただける提携等には前向きに取り組むとの方針のもと、新たなグループ会社の設立を含む以下の提携戦略を展開いたしました。

松下リース・クレジット株式会社につきましては、松下電器産業株式会社との間で資本・業務提携を行っていましたが、昨年4月に連結子会社化し、社名を住信・松下フィナンシャルサービス株式会社といたしました。当社グループ企業として、当社が持つ豊富な金融・信託ノウハウと松下グループが持つ広範な顧客基盤を融合させつつ、総合ファイナンス会社としての発展を目指し、お客様への提供価値の向上、企業価値の向上を推進してまいります。

同じく金融関連事業に係わるグループ会社として、昨年11月、小口の不動産担保金融に独自の事業モデルを持つファーストクレジット株式会社を買収いたしました。当社が長年培ってきた不動産関連事業に関する事業ノウハウ・大規模不動産物件に関するコーディネイト力と同社の中小型不動産物件に係わる強みを融合することで、幅広い層に渡る不動産物件の流通と、それを支えるファイナンスマーケットにおける事業機会を拡大し、収益成長の加速を図ると共に、不動産流通市場の育成・発展に貢献してまいります。

昨年10月には、SBIグループと資本・業務提携を行い、平成19年度の早期における営業開始を目指して、新たなインターネット銀行を共同で設立することに合意し、本年4月に新銀行設立準備のための調査・情報提供を行う合併会社を創設いたしました。当社の銀行経営に係る事業能力と、SBIグループのインターネット金融・インターネット関連事業に関するノウハウを活用した、金融におけるネットとリアルの融合を実現する革新的な新銀行の設立により、当社は資産形成層から資産運用層に至るまで全てのライフステージにおける個人顧客と、中小企業から中堅・大企業まで

様々な成長ステージにおける法人顧客の取引ニーズに対応できる、2つのブランドの銀行をグループ内に有することとなります。新銀行設立による顧客基盤・事業機会の一層の拡充を通じて、当社グループ全体の競争力・成長力の強化を図ってまいります。

本年3月には、株式会社八千代銀行と業務・資本提携契約を締結いたしました。同行の顧客へ当社グループの有する信託・不動産その他の商品・サービスを提供するなどの業務提携を実施すると共に、株式会社整理回収機構から八千代銀行第一回優先株式を全額買受けました。また、今後、5%相当を上限に同行の発行済普通株式を取得する予定としております。同行と当社グループの相互の強みを生かして、お客様に支持される商品・サービスの提供を行うことで、首都圏における個人顧客層・中小企業層等の顧客基盤の拡充を図ってまいります。

以上のような、提携戦略に加えて、昨年7月には、英国を本社とする大手ヘッジファンド運用会社Financial Risk Management Limitedの持株会社であるFRM Holdings Limitedと、商品開発・改良に関する業務提携・資本提携を実施した他、相続関連業務に係る提携として、昨年7月に大和証券株式会社と遺言信託・遺産整理業務に係る代理店契約を、本年1月に株式会社三井住友銀行と遺産整理業務に係る代理店契約を締結しました。株式会社クレディセゾンとは、昨年9月よりポイント付き定期預金に係る業務提携を実施しております。

さらに事業提携に加え、収益成長エンジンである「信託らしいリテール事業」「不動産事業」の強化に向け、新たなグループ会社として、昨年5月に、プライベートバンキング層顧客専用コンサルティング会社「すみしんウェルスパートナーズ株式会社」を設立すると共に、昨年11月には、不動産証券化商品への投資助言業務に特化する「住信不動産投資顧問株式会社」を設立しております。（営業の経過等）

銀行信託事業につき、事業部門別に概況をみますと、リテール事業部門では、発売開始後半年間で1,000億円近くの販売額となった投資信託「住信毎月分配パッケージファンド（愛称：分配ファミリー）」、モーニングスター株式会社より「Fund of the Year 2005」優秀ファンド賞を受け、SRIファンドの中では最多の残高を誇る「住信SRI・ジャパン・オープン（愛称：グッドカンパニー）」、インターネット24時間対応で多通貨・多期間のラインナップをご提供する外貨定期「外貨革命」、有利な長期運用を行いつつ3カ月ごとに元本・利息を受けとる年金式定期預金「季節のたより」、生前贈与型信託「おもいやり」等、幅広い貯蓄・運用商品をご提供し、お客様の資産運用メインバンク・資産管理メインバンクを目指したコンサルティング営業に注力いたしました。住宅ローンも、有効な営業施策の展開により大きく貸出額を伸長したほか、14年ぶりに再開したテレビCMや各種提携戦略の効果で、ダイレクトバンキング事業も順調に会員数を伸ばしました。プライベートバンキング事業においては、すみしんウェルスパートナーズ株式会社との連携のもと、多様な商品・サービスをご提供すると共に、企業オーナー等のお客様とのお取引にも注力するべく体制整備を進めたところです。

ホールセール事業部門では、貸出利鞘の縮小が続く厳しい事業環境のもと、引き続き市場型与信

業務や、資産流動化業務、多彩なクレジット資産等の運用商品の提供を行う「信託型投資銀行業務」に注力すると共に、不動産担保金融、販売金融、リース、カード等のグループ会社が有する金融機能の有効活用・グループ間での相乗効果を追求し、収益実績を上げました。また、証券代行業務では日本ＴＡソリューション株式会社を核とした事務・システム品質の一層の高度化を図ると共に、企業買収防衛に係るコンサルティング業務にも注力し、時代の最先端のニーズにも応えられる高度なサービスの提供に努めました。

マーケット資金事業部門では、マクロ分析・リスクマネージ力を活かし、投資対象を多様化することで実績を上げ、当社収益の極大化・安定化に貢献すると共に、「リスクコンサルティング」を切り口として、デリバティブ等の多様な金融商品やサービスを提供し、お客様のニーズへの確にお応えしております。

年金・投資マネージ・証券管理サービス事業を担う受託事業部門では、事業環境が好転する中、堅調な運用成績を背景に、専門性を活かした高付加価値のサービスの提供に努め、株式投資信託や年金信託の受託残高を増加させると共に、確定拠出年金の運営管理機関業務でも業界を代表する地位を定着させ、着実に業容を拡大しております。また、邦人顧客向けグローバルカストディ業務に強みを有するSumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)や、資産管理専門信託銀行として証券管理インフラを提供する日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社も、独自の事業展開とサービス品質の向上に努め、業容を拡大しております。

不動産事業部門では、不動産市況の活況も追い風として、仲介業務・証券化業務や、ファンドビジネスへの積極的な取組みを推進し、過去最高水準となる業績を達成いたしました。グループ会社では、すみしん不動産株式会社が、当社リテール事業部門との連携強化と共に、取扱物件の大口化にも積極的に対応して業績を伸ばした他、トップリート・アセットマネジメント株式会社が資産運用を受託している不動産リート「トップリート投資法人」が、本年３月東京証券取引所に上場を果たしました。

次に、金融関連事業について、連結される子会社及び子法人等別に概況をみますと、住信アセットマネジメント株式会社は、当社リテール事業部門との連携のもと、お客様のニーズをしっかりと捉えた投資信託等の商品開発・提供に注力し、運用資産残高を大幅に伸長させました。

住信カード株式会社では、当社との連携強化を図りつつ、新サービスの導入等によりお客様への提供価値の向上に努め、会員数を拡大しております。

株式会社住信基礎研究所は、不動産関連ビジネスに係わる専門性の一層の向上を図り、不動産投資・運用に関する第三者評価機関として、業界内で高い評価を確立しており、当社グループのブランド向上に貢献する特色ある事業展開を実施しております。

住信インベストメント株式会社は、未公開株式投資に係る総合サービス機能をもった特色ある運用会社として、多彩なファンド受託の実績を積上げております。

また、持分法適用の子会社及び子法人等、関連法人等である住信リース株式会社も、収益力向上

に向けた取組みを進め、順調に業容を拡大しております。

（営業の成果）

当連結会計年度の業績は、次のとおりとなりました。

当年度におきましては、連結経営推進の経営方針に基づいた提携戦略推進による収益拡大に加えて、実績配当商品の販売手数料、不動産仲介手数料等の役務取引等収益、その他業務収益等が好調に推移したことにより、経常利益は前年度比377億円増加の1,719億円となりました。また、当期純利益は貸倒引当金が大幅な取崩超過であった前年度を上回り32億円増加の1,000億円となり、過去最高益を更新いたしました。1株当たり当期純利益は、潜在株式調整後で59円87銭となっております。

収益・費用の概要につきましては、経常収益は、連結対象会社の増加に伴い、前年度比2,889億円増加し7,898億円となりました。この内訳は、信託報酬が前年度比24億円の減少、資金運用収益が同326億円の増加、役務取引等収益が同365億円の増加、特定取引収益が同20億円の増加、その他業務収益が同1,872億円の増加、その他経常収益が同328億円の増加となっております。

一方、経常費用は、前年度比2,511億円増加し6,179億円となりました。この内訳は、資金調達費用が同307億円の増加、役務取引等費用が同34億円の増加、特定取引費用が同7億円の増加、その他業務費用が同1,495億円の増加、営業経費が同362億円の増加、その他経常費用が同304億円の増加となっております。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行信託事業が経常収益5,717億円、経常利益1,590億円となり、リース業・クレジットカード業等の金融関連事業が経常収益2,230億円、経常利益129億円となっております。

また所在地別セグメントにつきましては、日本が経常収益6,725億円（前年同期比2,354億円増加）、経常利益1,659億円（同419億円増加）、米州が経常収益441億円（同132億円増加）、経常利益43億円（同22億円増加）、欧州が経常収益695億円（同324億円増加）、経常利益19億円（同44億円減少）、アジア・オセアニアが経常収益178億円（同103億円増加）、経常利益7億円（同18億円減少）となっております。

資産負債の状況につきましては、連結総資産は、連結子会社の増加、積極的な資産積上げの推進等を主因として、期中4兆7,235億円増加し期末残高は20兆6,319億円となりました。このうち貸出金は、良質な資金需要への積極的な取組み等により、期中1兆1,723億円増加し期末残高は10兆1,862億円、有価証券は、期中1兆1,800億円増加し期末残高は5兆7,675億円となっております。預金は、定期預金の増加を主因に、期中1兆2,330億円増加し期末残高は10兆3,632億円となりました。連結純資産は、当期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加等により、期中2,082億円増加し、期末残高は1兆1,179億円となりました。

なお、信託勘定（当社単体）の状況につきましては、投資信託の期中3兆4,350億円の増加、有価証券の信託の期中2兆2,602億円の増加を主因として、信託財産総額は、期中9兆243億円増加し

期末残高は61兆6,698億円となりました。

〔企業集団が対処すべき課題〕

大手行が公的資金完済を具体的に視野に入れ、金融界が新たな成長競争に入中、「お客様本位 No. 1 のトップクオリティ・トラストバンク・グループ」を目指して、引き続き「信託らしいリテール事業」「信託型投資銀行業務」「不動産事業」を収益成長のエンジンと位置付けると共に、事業環境が好転している受託事業や連結ベースでの金融事業等にも注力し、積極的な事業展開を遂行してまいります。

具体的には、リテール事業部門では、お客様の満足度を重視したコンサルティング営業、年金・不動産分野等の強みを活かした当社独自の営業スタイルによる「信託らしいリテール事業」を展開し、受信残高の積上げ、実績配当商品の販売拡大、個人向けローンの強化を柱に、収益成長を図ってまいります。

ホールセール事業部門では、「信託型投資銀行業務」の更なる伸展に向けた事業展開を図ります。合わせて、資金需要回復の兆しを捉え、将来の基盤拡充に向けた相対型与信への取組みにも注力すると共に、事業再編・買収に関する様々なお客様のニーズに対する付加価値の高いコンサルティングの提供や、連結ベースでの金融事業戦略も積極的に展開し、収益拡大を実現いたします。

マーケット資金事業部門では、投資技術・リスク管理の高度化を図りつつ、株式・クレジット資産・商品等への投資対象の多様化やファンドへのアウトソース運用等により、引き続き投資業務を強力に推進すると共に、魅力ある市場性商品の開発・販売を通じて収益の極大化・安定化を図ってまいります。

受託事業部門は、堅調な運用パフォーマンスを背景に、アクティブファンドや株式投信など収益性の高い商品の受託業務に注力すると共に、確定拠出年金業務に係る多様な業務展開等を通じて、一層の業容拡大を図ってまいります。

不動産事業部門では、金融機関・他業種企業との提携強化等を通じた情報ネットワーク拡充を通じて仲介業務の競争力強化を図ってまいります。また、エクイティ投資の活用、コンサルティング業務の拡充、グループ企業による私募ファンド業務の本格展開等を推進し、収益水準の一段の引き上げに挑戦いたします。

更に、業容と収益力が拡大しているグループ会社群の強みを活かし、連結事業戦略を強力に推進してまいります。新たなグループ会社も含めて、グループ内の連携を強化し、シナジー効果の具体的な発現を通じて、当社グループ全体の顧客基盤・事業基盤の拡充と収益力の向上を実現してまいります。

また、これらの積極的な事業展開を通じた企業価値の向上を持続可能なものとするべく、グループ全体としてのコンプライアンス体制及びリスク管理体制の一層の強化と、次世代を担う人材育成にも注力してまいります。

こうした取組みのもと、お客様からの信頼と支持を獲得し、独自の存在感を発揮する信託銀行グループとして、企業価値を一段と高めるべく、役職員一丸となって邁進する所存でございます。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援をたまわりますようお願い申し上げます。

(注) 以上のご報告の計数につきましては、単位未満を切り捨てて記載しております。

(2) 企業集団及び当社の営業成績の推移

イ. 連結業績の推移

(単位：億円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
連結経常収益	5,626	4,982	5,009	7,898
連結経常利益 (は連結経常損失)	661	1,356	1,341	1,719
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	729	796	968	1,000
連結純資産額	6,278	8,020	9,097	11,179
連結総資産	157,797	153,713	159,083	206,319

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ．単体業績の推移

(単位：億円)

		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
預	金	86,893	87,586	90,953	103,161
	定期性預金	65,552	67,132	71,681	79,318
	その他	21,341	20,454	19,271	23,843
貸	出金	91,680	88,879	90,358	103,525
	個人向け	9,649	10,673	12,277	15,285
	中小企業向け	30,439	29,359	26,677	29,959
	その他	51,591	48,846	51,403	58,280
特定取引資産 (トレーディング資産)		6,799	3,018	2,834	4,380
特定取引負債 (トレーディング負債)		3,304	479	524	728
有	価証券	34,680	36,362	45,874	59,380
	国債	7,728	9,242	10,381	13,859
	その他	26,952	27,120	35,493	45,521
総資産		158,695	154,728	160,185	203,717
内国為替取扱高		606,673	666,769	725,715	787,463
外国為替取扱高		122,515 百万ドル	132,717 百万ドル	168,126 百万ドル	153,756 百万ドル
経常利益 (は経常損失)		68,390 百万円	122,110 百万円	120,587 百万円	148,293 百万円
当期純利益 (は当期純損失)		56,565 百万円	73,928 百万円	84,700 百万円	88,497 百万円
1株当たりの当期純利益 (は1株当たりの当期純損失)		39 円 49 銭	50 円 9 銭	52 円 34 銭	52 円 98 銭
金	銭信託	9,710	9,679	10,030	12,181
	貸出金	2,805	1,944	1,824	1,673
	有価証券	1,683	760	435	437
	その他	5,220	6,975	7,770	10,070
貸	付信託	21,379	14,503	10,984	9,370
	貸出金	12,633	8,351	5,535	3,844
	有価証券	1,165	715	401	96
	その他	7,580	5,436	5,047	5,430
信託財産		526,161	518,891	526,455	616,698
信託報酬		71,382 百万円	76,401 百万円	71,316 百万円	68,900 百万円

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「金銭信託」及び「貸付信託」は、元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）について記載しております。

2. 当社の現況

(1) 資本金の推移

(単位：百万円)

	当 年 度 末	前 年 度 末
資 本 金	287,283	287,053

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 新株予約権の権利行使による新株発行によって230百万円（発行株式数745千株）増加いたしました。

(2) 株式の状況

イ. 株 式 数	発行する株式の総数	普通株式	3,000,000千株
		優先株式	125,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,672,892千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 当年度末株主数	普通株式	35,996名
------------	------	---------

ハ. 大 株 主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	104,383 ^{千株}	6.23 [%]	— ^{千株}	— [%]
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	98,721	5.90	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103	34,485	2.06	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	30,424	1.81	—	—
メロン バンク エヌイー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエス ペンション	23,472	1.40	—	—
株 式 会 社 ク ボ タ	21,984	1.31	—	—
ザ チェース マンハッタン バンク エヌ エイ ロンドン	18,425	1.10	—	—
ザ バンク オブ ニューヨーク トリティー ジャスデツク アカウント	18,422	1.10	—	—
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505041	16,816	1.00	—	—
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	16,627	0.99	—	—

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当社は、株式会社クボタの株式22,982千株（持株比率1.76%）を退職給付信託として拠出しております。

二．自己株式の取得、処分及び保有

取得株式

普 通 株 式	122千株
取 得 価 額 の 総 額	111百万円

処分株式

普 通 株 式	5,876千株
処 分 価 額 の 総 額	4,326百万円

決算期における保有株式

普 通 株 式	322千株
---------	-------

(注) 記載金額は百万円未満を、株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の従業員の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀行信託事業	金融関連事業	銀行信託事業	金融関連事業
従 業 員 数	6,800人	1,850人	6,460人	598人

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
 2. 従業員には、取締役を兼務していない執行役員を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所の状況

イ．銀行信託事業（当社）

	主 要 な 営 業 所	営 業 所 数
近 畿	本店営業部、梅田支店、難波支店、阿倍野橋支店、 堺支店、豊中支店、千里中央支店、枚方支店、 高槻支店、茨木支店、八尾支店、和歌山支店、 奈良西大寺支店、京都支店、川西支店、神戸支店、 明石支店、姫路支店	22店 (前年度末 25)
東 北 ・ 北 海 道	札幌支店、仙台支店	2 (2)
関 東 ・ 甲 信 越	東京営業部、東京中央支店、上野支店、池袋支店、 新宿支店、渋谷支店、吉祥寺支店、八王子支店、 千葉支店、津田沼支店、越谷支店、大宮支店、 所沢支店、横浜支店、港南台支店、藤沢支店、 相模大野支店、甲府支店、新潟支店	23 (22)
東 海 ・ 北 陸	名古屋支店、名古屋駅前支店、静岡支店、金沢支店	4 (4)
中 国 ・ 四 国	岡山支店、福山支店、広島支店、山口防府支店、 松山支店	5 (5)
九 州	福岡支店、熊本支店、鹿児島支店	3 (3)
国 内 計		59 (61)
米 州 地 域	ニューヨーク支店	1 (1)
欧 州 地 域	ロンドン支店	1 (1)
アジア・オセアニア 地 域	シンガポール支店、上海支店	2 (1)
海 外 計		4 (3)
合 計		63 (64)

ロ．銀行信託事業（主要な子会社及び子法人等）

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
住信振興株式会社	本社（大阪府）
住信保証株式会社	本店（東京都）、大阪支店
住信ビジネスサービス株式会社	本社（東京都）
日本ＴＡソリューション株式会社	本社（東京都）
住信情報サービス株式会社	大阪本社、東京本社
住友信託財務（香港）有限公司	本社（中華人民共和国香港特別行政区）
スミトモ トラスト アンド バンキング （ルクセンブルグ）エス・エー	本社（ルクセンブルグ大公国）
エスティービー プリファード キャピタル （ケイマン）リミテッド	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）
スミトモ トラスト アンド バンキング カンパニー（ユー・エス・エー）	本社（アメリカ合衆国）
エスティービー プリファード キャピタル 2 （ケイマン）リミテッド	本社（英国領西インド諸島グランドケイマン島）

ハ．金融関連事業

主 要 な 会 社 名	主 要 な 営 業 所
ファーストクレジット株式会社	本社（東京都）、大阪支店
すみしんウェルスパートナーズ株式会社	本社（東京都）
住信インベストメント株式会社	本社（東京都）
住信不動産投資顧問株式会社	本社（東京都）
住信・松下フィナンシャルサービス株式会社	本社（大阪府）、首都圏支店（東京都）
すみしんライフカード株式会社	本社（東京都）
住信カード株式会社	本社（東京都）、大阪支社
住信アセットマネジメント株式会社	本社（東京都）
株式会社住信基礎研究所	本社（東京都）
すみしん不動産株式会社	本社（東京都）

(5) 重要な子会社等

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当 社 議 決 権 比 率	その他
住信振興株式会社	大 阪 市 中 央 区 北 浜 四 丁 目 5 番 33 号	ビル管理業務	昭和23年 6 月30日	百万円 50	% 100	—
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町 四 丁 目 11 番 5 号	ローン 保証業務	昭和52年 8 月25日	百万円 100	% 100	—
住友信託財務（香港） 有限公司 [The Sumitomo Trust Finance (H.K.) Limited]	中 華 人 民 共 和 国 香 港 特 別 行 政 区 [Suites 704-706, 7th Floor, Three Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong, S.A.R., People's Republic of China]	金融業務	昭和53年 7 月 4 日	百万円 5,284 (万米ドル 4,500)	% 100	—
ファーストクレジット 株式会社	東京都千代田区大手町 二 丁 目 6 番 2 号	金銭貸付業務	昭和54年 3 月23日	百万円 13,500	% 100	—
スミトモ トラスト アンド バンキング（ルクセン ブルグ）エス・エー [Sumitomo Trust and Banking (Luxembourg) S.A.]	ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市 [18, Boulevard Royal, L-2449, Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg]	信託業務 金融業務 証券業務	昭和60年 4 月22日	百万円 3,523 (万米ドル 3,000)	% 100	—
すみしんウェルス パートナーズ株式会社	東京都中央区八重洲 二 丁 目 3 番 1 号	コンサルティング業務	平成元年 11月 6 日	百万円 155	% 100	—
住信ビジネスサービス 株式会社	東京都港区北青山 二 丁 目 11 番 3 号	事務代行業務 人材派遣業務 研修業務	平成 7 年 7 月 3 日	百万円 80	% 100	—
エスティービー プリファード キャピタル （ケイマン）リミテッド [STB Preferred Capital (Cayman) Limited]	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 [P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies]	金融業務	平成11年 2 月12日	百万円 2,000	% 100	—
住信インベストメント 株式会社	東京都千代田区丸の内 一 丁 目 4 番 4 号	ベンチャーキ ャピタル業務	平成12年 3 月22日	百万円 35	% 100	—
スミトモ トラスト アンド バンキング カンパニー （ユー・エス・エー） [Sumitomo Trust and Banking Co. (U.S.A.)]	ア メ リ カ 合 衆 国 ニ ュ ー ジャ ー ジ ー 州 ホ ボ ケ ン 市 [111 River Street, Hoboken, NJ07030, U.S.A.]	金融業務 信託業務	平成14年 5 月20日	百万円 6,576 (万米ドル 5,600)	% 100	—

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当 社 議決権比率	その他
住信不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区丸の内 一 丁 目 4 番 4 号	投資顧問業務	平成17年 11月 7 日	百万円 300	% 100	—
エステービー プリファード キャピタル2 (ケイマン) リミテッド (STB Preferred Capital 2 (Cayman) Limited)	英国領西インド諸島 グランドケイマン島 (P.O.Box309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)	金融業務	平成17年 11月21日	百万円 1,500	% 100	—
日本T Aソリューション 株式会社	東京都府中市日鋼町 1 番 1	情報処理業務 計算受託業務	平成10年 7 月 1 日	百万円 2,005	% 80	—
住信・松下フィナンシャル サービス株式会社	大阪府大阪市中央区 高麗橋一丁目6番6号	リース業務 割賦購入 あっせん業務 クレジット カード業務	昭和42年 2 月27日	百万円 20,520	% 66	—
すみしんライフカード 株式会社	東京都千代田区有楽町 一 丁 目 2 番 2 号	クレジット カード業務	平成16年 10月27日	百万円 200	% 51	—
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町 四 丁 目 11 番 5 号	クレジット カード業務	昭和58年 6 月24日	百万円 50	% 50	—
日本ペンション・オペ レーション・サービス 株式会社	東 京 都 文 京 区 後 楽 二 丁 目 3 番 21 号	年金給付金等 計算業務 事務代行業務	平成16年 12月21日	百万円 1,500	% 50	—
ビジネススト株式会社	東京都千代田区有楽町 一 丁 目 2 番 2 号	金銭貸付業務	平成13年 1 月18日	百万円 4,000	% 40	—
人事サービス・コンサルティング 株式会社	東京都中央区日本橋本町 四 丁 目 11 番 5 号	人事関連サー ビス業務	平成14年 5 月20日	百万円 519	% 38.89	—
トップリート・アセット マネジメント株式会社	東 京 都 中 央 区 日 本 橋 一 丁 目 13 番 1 号	投資法人資産 運用業務	平成16年 10月22日	百万円 300	% 38	—
住信情報サービス 株式会社	大阪府豊中市新千里西町 一 丁 目 1 番 3 号	情報処理業務 計算受託業務	昭和48年 2 月12日	百万円 100	% 35	—
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	東 京 都 中 央 区 晴 海 一 丁 目 8 番 11 号	信託業務 銀行業務	平成12年 6 月20日	百万円 51,000	% 33.33	—
住信アセットマネジメント 株式会社	東 京 都 港 区 北 青 山 二 丁 目 11 番 3 号	投信委託業務 投資顧問業務	昭和61年 11月 1 日	百万円 300	% 30	—
株式会社住信基礎研究所	東京都千代田区神田司町 二 丁 目 11 番 1 号	調査研究業務 コンサルティング業務 投資顧問業務	昭和63年 7 月 1 日	百万円 300	% 29.83	—

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当 社 議決権比率	その他
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲 二丁目3番1号	不動産 仲介業務	昭和61年 1月24日	百万円 300	% 5	—
日本トラスティ情報システム 株式会社	東京都府中市日鋼町 1番10	情報処理業務 計算受託業務	昭和63年 11月1日	百万円 300	% 5	—
住信リース株式会社	東京都中央区日本橋 二丁目3番4号	リース業務	昭和60年 7月1日	百万円 5,064	% 4.99	—

- (注) 1. 記載金額は単位未満を、当社議決権比率は小数点第3位以下を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 外国通貨建の資本金については、決算日の為替相場による円換算額を記載しております。
3. 住信保証株式会社は、平成17年7月1日に住信ローン保証株式会社を吸収合併しております。
4. ファーストクレジット株式会社は、平成17年11月30日に株式を取得したことにより子会社化しております。
5. すみしんウェルスパートナーズ株式会社は、平成17年6月13日より事業を開始しております。
6. 住信不動産投資顧問株式会社は、平成17年12月28日より事業を開始しております。
7. エスティービー プリファード キャピタル2（ケイマン）リミテッドは、平成17年11月21日に優先出資証券の発行を行う目的で設立しております。
8. トップリート・アセットマネジメント株式会社は、平成17年6月28日より事業を開始しております。
9. 住信ビジネスパートナーズ株式会社は、平成18年4月3日に当社85%出資、当社グループ会社15%出資により、研修・人事関連サービス業務を行う目的で設立しております。
10. 株式会社SBI住信ネットバンク設立準備調査会社は、平成18年4月3日に当社50%出資、SBIホールディングス株式会社50%出資により、インターネットを主要な取引チャネルとする銀行を共同で設立するための調査・情報提供業務を行う目的で創設しております。
11. 企業結合の成果については、「1. 営業の概況」に記載しております。

重要な業務提携の概況

1. 当社は、統合ＡＴＭスイッチングサービスへ加入し、現金自動設備の申込者相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
2. 当社は、日本郵政公社と提携し、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び自動預入れ、窓口及びテレフォンバンクサービス、インターネットバンクサービスでの相互送金、並びに、郵便貯金定時定額自動口座振替サービス「ゆうゆうパック」を行っております。
3. 当社は、日本デビットカード推進協議会に加盟し、加盟企業・加盟金融機関等と提携することにより、デビットカードの取扱いを行っております。
4. 当社は、株式会社イーネットと提携し、共同ATM運営事業に参加することにより、提携しているコンビニエンス・ストア等において現金自動設備による現金自動引出し、自動預入れ及び振り込みのサービスを行っております。
5. 当社は、平成18年3月末日現在、57の金融機関・事業会社・財団法人と代理店契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。
6. 当社グループは、大和証券グループとの間で以下の業務提携を行っております。
 - (1) 当社は、大和証券株式会社を委託証券会社とし、証券仲介業を行っております。
 - (2) 当社及びすみしん不動産株式会社は、大和プロパティ株式会社との間で不動産業務提携契約を締結しております。
 - (3) 当社は、大和証券株式会社及び大和証券エスエムビーシー株式会社との間で代理店契約を締結し、お客様に対して信託サービスを行っております。

3. 取締役及び監査役

(年度末現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
*取締役会長	高 橋 温	
*取締役社長	森 田 豊	業務監査部統轄
*取 締 役(専務執行役員を兼務)	幡 部 高 昭	受託事業部門長 受託資産企画部、受託監理部、総合運用部、 受託資産運用部、年金運用部、株式運用部、債券運用部、 パッシブ・クオンツ運用部所管
*取 締 役(専務執行役員を兼務)	荒 木 二 郎	顧客グループ統括 ホールセール事業部門長兼リテール事業部門副部門長
*取 締 役(専務執行役員を兼務)	藤 井 豪 夫	本店総括部、管理部、人事部、コンプライアンス統括部統轄
*取 締 役(専務執行役員を兼務)	渋谷 正 雄	不動産事業部門長 不動産業務部、不動産管理部、不動産情報開発部、 不動産コンサルティング部、不動産営業部、 本店不動産営業部、不動産投資顧問部所管
*取 締 役(専務執行役員を兼務)	井 上 育 穂	ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長
取 締 役(常務執行役員を兼務)	中 井 正 彦	リテール事業部門長 リテール企画推進部、ローン推進部、 プライベートバンキング部、ライフプランニング部、 ダイレクトバンキング部所管
取 締 役(常務執行役員を兼務)	鈴 木 優	業務部統轄 リテール事業部門副部門長
取 締 役(常務執行役員を兼務)	安 藤 友 章	マーケット資金事業部門長兼ホールセール事業部門副部門長 総合資金部、マーケットメイク部、市場金融部、 市場事務部、クレジット投資業務部所管
取 締 役(常務執行役員を兼務)	常 陰 均	企画部、総務部、リスク統括部、調査部統轄
常任監査役(常勤)	田 辺 榮 一	
監 査 役(常勤)	高 村 幸 一	
監 査 役(常勤)	野 口 裕 史	
監 査 役	前 田 庸	学習院大学名誉教授 株式会社東京証券取引所取締役 社団法人東京銀行協会監事
監 査 役	平 尾 光 司	専修大学経済学部教授

- (注) 1. *を付した取締役は、代表取締役であります。
2. 監査役 高村幸一、前田 庸及び平尾光司は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
3. 当社は、事業部制を導入しており、各事業部門の主な業務内容は次のとおりであります。
- ・リテール事業部門 - 個人のお客様との受与信取引をはじめ各種金融サービスの提供業務
 - ・ホールセール事業部門 - 法人のお客様との受与信取引をはじめ各種金融サービスの提供業務
 - ・マーケット資金事業部門 - インターバンク・マーケットでの資金証券業務
 - ・受託事業部門 - 投資マネージ業務、証券管理業務、年金信託業務
 - ・不動産事業部門 - 不動産仲介業務、不動産証券化業務、不動産投資顧問業務、不動産管理業務
- なお、リテール事業部門とホールセール事業部門を括り、顧客グループを設置しております。

4. 当社では、環境の変化に対応した経営の意思決定・戦略の遂行・リスク管理を迅速に行うため、執行役員制度を導入しております。平成18年4月1日現在の取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 又 は 主 な 職 業
常 務 執 行 役 員	井 上 政 清	ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長
常 務 執 行 役 員	大 塚 明 生	受託事業部門副部門長 受託業務推進部、年金信託部、年金営業部、 東京法人信託営業第一部、東京法人信託営業第二部、 本店法人信託営業部、年金コンサルティング部所管
常 務 執 行 役 員	向 原 潔	ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長 ホールセール企画部、事業金融部、資産金融部、 証券代行部所管
常 務 執 行 役 員	杉 田 光 彦	ホールセール事業部門副部門長 審査部、ホールセール事務推進部所管
常 務 執 行 役 員	奥 野 博 章	業務管理部統轄 リテール事業部門副部門長 事務システム推進部所管 業務管理部長
執 行 役 員	千 田 正	不動産事業部門副部門長 不動産業務部長
執 行 役 員	涌 田 暢 之	本店
執 行 役 員	浅 井 英 彦	名古屋地区統括支配人兼名古屋支店長
執 行 役 員	中 林 義 雄	リテール事業部門副部門長 本店営業部長
執 行 役 員	松 井 孝	福岡支店長
執 行 役 員	縄 田 満 児	リテール企画推進部長
執 行 役 員	草 川 修 一	人事部長
執 行 役 員	服 部 力 也	金融法人部長
執 行 役 員	雨 宮 秀 雄	クレジット投資事業部長
執 行 役 員	筒 井 澄 和	総合資金部長

(注) 平成18年4月16日付をもって、執行役員涌田暢之は執行役員を退任いたしました。

(当年度中に退任した取締役及び監査役)

地 位	氏 名	退 任 日
取 締 役 会 長	村 上 仁 志	平成17年 6 月29日 任期満了
取 締 役 (専務執行役員を兼務)	櫻 井 俊 治	平成17年 6 月29日 任期満了
取 締 役 (専務執行役員を兼務)	宮 川 和 雄	平成17年 6 月29日 任期満了
取 締 役 (常務執行役員を兼務)	青 山 行 男	平成17年 6 月29日 任期満了
監 査 役 (常勤)	鈴 木 優	平成17年 6 月29日 辞任
監 査 役	廣 江 恒 夫	平成17年 6 月29日 任期満了

4. 新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

平成14年 6 月27日の第131期定時株主総会における発行決議に基づく新株予約権

新株予約権の数	498個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	498,000株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	1 株当たり656円

(注) 失権している新株予約権の数28個と新株予約権の目的となる株式の数28千株が含まれております。

平成15年 6 月27日の第132期定時株主総会における発行決議に基づく新株予約権

新株予約権の数	514個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	514,000株
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額	1 株当たり415円

(注) 失権している新株予約権の数13個と新株予約権の目的となる株式の数13千株が含まれております。

5. 会計監査人に対する報酬等

(単位：百万円)

当社、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額		172
うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額		126
うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額		78

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」に基づく監査と「証券取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、 の金額には当社が支払うこれらの合計額を記載しております。

連 結 貸 借 対 照 表

平成 18 年 3 月 31 日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	892,274	預 金	10,363,233
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	440,945	譲 渡 性 預 金	2,408,656
買 入 金 銭 債 権	583,153	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	669,023
特 定 取 引 資 産	435,044	売 現 先 勘 定	983,715
金 銭 の 信 託	14,768	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	703,050
有 価 証 券	5,767,544	特 定 取 引 負 債	69,861
貸 出 金	10,186,276	借 用 金	417,089
外 国 為 替	3,083	外 国 為 替	1
そ の 他 資 産	1,608,153	短 期 社 債	331,600
動 産 不 動 産	109,653	社 債	377,600
繰 延 税 金 資 産	20,320	信 託 勘 定 借	1,733,446
連 結 調 整 勘 定	113,165	そ の 他 負 債	664,394
支 払 承 諾 見 返	533,760	賞 与 引 当 金	5,790
貸 倒 引 当 金	76,206	退 職 給 付 引 当 金	10,204
		繰 延 税 金 負 債	77,022
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,410
		支 払 承 諾	533,760
		負 債 の 部 合 計	19,354,861
		(少数株主持分)	
		少 数 株 主 持 分	159,085
		(資 本 の 部)	
		資 本 金	287,283
		資 本 剰 余 金	240,703
		利 益 剰 余 金	349,751
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,740
		株 式 等 評 価 差 額 金	248,116
		為 替 換 算 調 整 勘 定	3,871
		自 己 株 式	251
		資 本 の 部 合 計	1,117,991
資 産 の 部 合 計	20,631,938	負債、少数株主持分及び 資 本 の 部 合 計	20,631,938

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については連結決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 当社の動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 建　　物 | 3年～60年 |
| 動　　産 | 2年～20年 |
- 連結される子会社及び子法人等の動産不動産については、主として定率法により償却しております。
7. 自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 新株発行費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
9. 当社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
10. 当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先及び下記21.の貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等、債権の発生当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- 連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認め

た額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は46,368百万円であります。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過 去 勤 務 債 務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理
-------------	--

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理
----------	---

13. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は83,116百万円、繰延ヘッジ利益は83,916百万円であります。

当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、個別取引毎の時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。

15. 当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
16. 動産不動産の減価償却累計額 104,336百万円
17. 動産不動産の圧縮記帳額 28,636百万円
18. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,246百万円、延滞債権額は43,043百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
20. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は3百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は62,497百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は107,791百万円であります。
 なお、19.から22.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,260百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|--------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 特 定 取 引 資 産 | 170,980百万円 |
| 有 価 証 券 | 2,098,959百万円 |
| 貸 出 金 | 89,130百万円 |
| そ の 他 資 産 | 42,679百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預 金 | 26,654百万円 |
| コールマネー及び売渡手形 | 595,500百万円 |
| 売 現 先 勘 定 | 983,715百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 703,050百万円 |
| 借 用 金 | 44,682百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券404,905百万円、その他資産105百万円を差し入れております。
- また、動産不動産のうち保証金権利金は18,521百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,416百万円、デリバティブ取引の差入担保金は10,098百万円であります。
25. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。
 なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は135,303百万円、繰延ヘッジ利益の総額は93,146百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、当社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,243百万円

27. その他資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成17年2月22日付で請求棄却の裁決を受けたことから、同年3月31日付にて東京地方裁判所に訴訟を提起しております。
28. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金138,500百万円が含まれております。
29. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
30. 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,216,743百万円、貸付信託927,283百万円であります。
31. 1株当たりの純資産額 668円38銭
32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下35.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額 365,923百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 50百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連 結 貸 借 対照表計上額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
国債	517,690百万円	512,513百万円	5,176百万円	31百万円	5,208百万円
地方債	50	49	0	—	0
短期社債	—	—	—	—	—
社債	319,650	317,881	1,769	19	1,788
その他	1,423	1,480	56	59	2
合計	838,814	831,924	6,889	110	6,999

その他有価証券で時価のあるもの

	取 得 原 価	連 結 貸 借 対照表計上額	評 価 差 額	う ち 益	う ち 損
株式	463,943百万円	911,397百万円	447,454百万円	450,672百万円	3,218百万円
債券	1,411,328	1,392,721	18,606	832	19,438
国債	882,368	868,598	13,770	697	14,468
地方債	81,824	80,163	1,660	40	1,701
短期社債	—	—	—	—	—
社債	447,134	443,960	3,174	94	3,269
その他	2,076,139	2,059,100	17,038	15,505	32,544
外国株式	3,493	3,824	330	340	10
外国債券	1,729,594	1,701,732	27,861	4,416	32,277
その他	343,051	353,543	10,492	10,748	256
合計	3,951,410	4,363,219	411,809	467,010	55,201

なお、上記の評価差額から繰延税金負債166,840百万円を差し引いた額244,968百万円のうち少数株主持分相当額53百万円を控除した額に、持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額3,090百万円を加算した額248,005百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について4,416百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
5,096,186百万円	44,016百万円	34,585百万円

34. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	連結貸借対照表計上額
その他有価証券	
非上場債券	215,859百万円
貸付信託受益証券	185,397百万円
非上場外国証券	143,911百万円

35. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
債券	569,278百万円	1,093,959百万円	630,518百万円	152,215百万円
国債	239,842	488,405	508,118	149,923
地方債	4,508	37,654	38,050	—
短期社債	—	—	—	—
社債	324,927	567,900	84,349	2,292
その他	168,515	792,124	777,072	516,267
外国債券	36,585	647,533	724,858	365,847
その他	131,929	144,591	52,214	150,420
合計	737,793	1,886,084	1,407,591	668,483

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
連結貸借対照表計上額	12,468百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額	547百万円
その他の金銭の信託	
取得原価	2,300百万円
連結貸借対照表計上額	2,300百万円
評価差額	一百万円

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は8,128,358百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが7,515,222百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	222,301百万円
年金資産（時価）	322,252
未積立退職給付債務	99,950
未認識数理計算上の差異	43,195
未認識過去勤務債務	1,108
連結貸借対照表計上額の純額	57,863
うち前払年金費用	68,067
退職給付引当金	10,204

39. 連結貸借対照表の資産及び負債の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

(単位：百万円)

(31)

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 59円91銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 59円87銭
4. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
5. 「その他経常収益」には、株式関連派生商品取引に係る収益57,002百万円及び株式等売却益15,555百万円を含んでおります。
6. 「その他の経常費用」には、株式関連派生商品取引に係る費用61,784百万円及び株式等償却7,740百万円を含んでおります。
7. 連結損益計算書の収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 24社

主要な会社名

住信・松下フィナンシャルサービス株式会社

ファーストクレジット株式会社

すみしん不動産株式会社

住信アセットマネジメント株式会社

Sumitomo Trust and Banking Co.(U.S.A.)

なお、住信・松下フィナンシャルサービス株式会社、ファーストクレジット株式会社ほか4社は株式取得等により当連結会計年度から連結しております。

また、住信ローン保証株式会社は住信保証株式会社と合併しております。

非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 9社

主要な会社名

住信リース株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

ビネクスト株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

主要な会社名

宝栄興産株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日は、次のとおりであります。

8月末日 1社

12月末日 5社

1月末日 2社

3月末日 16社

8月末日を決算日とする連結される子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結される子会社及び子法人等は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(5) 連結調整勘定の償却に関する事項

連結調整勘定の償却については、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性に乏しいものについては、発生会計年度に全額償却しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5月15日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	河 合 利 治	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	白 川 芳 樹	㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 倉 加奈子	㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第135期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い住友信託銀行株式会社及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状態を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第135期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告を聴取し、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

平成18年5月18日

住友信託銀行株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 田 辺 榮 一 (印)

監 査 役(常勤) 高 村 幸 一 (印)

監 査 役(常勤) 野 口 裕 史 (印)

監 査 役 前 田 庸 (印)

監 査 役 平 尾 光 司 (印)

(注) 監査役高村幸一、監査役前田 庸及び監査役平尾光司は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

第 135 期 末 貸 借 対 照 表

平成 18 年 3 月 31 日 現在

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金	876,989	預 金	10,316,161
現 預 け	202,674	当 座 預 金	453,482
コ ー ル 口	674,315	普 通 預 金	1,528,067
入 金 手 形	352,514	通 期 預 金	48,344
入 取 引 債 権	39,800	他 の 預 金	7,931,849
商 品 有 価 証券 派 生 商 品	582,553	マ ン 勤 保	354,418
商 品 有 価 証券 派 生 商 品	438,031	引 受 入 担	2,421,656
特 定 取 引 金 融 派 生 商 品	4,177	手 負 金	123,523
そ の 他 の 証 信	24	引 受 入 担	983,715
金 有 国 地 社 株 所 有 債 権	3	引 受 入 担	703,050
方 証	72,080	引 受 入 担	545,500
の 出 手 貸 貸 貸	361,745	引 受 入 担	72,848
引 形 書 座 為 預 替 け 産 貸 用 益 金	14,768	引 受 入 担	20
国 他 店 資 替 け 産 貸 用 益 金	5,938,057	引 受 入 担	72,827
決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	1,385,944	引 受 入 担	501,049
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	80,163	引 受 入 担	501,049
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	979,470	引 受 入 担	157
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	1,239,508	引 受 入 担	157
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	2,252,971	引 受 入 担	331,600
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	10,352,598	引 受 入 担	192,700
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	7,260	引 受 入 担	1,733,446
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	737,701	引 受 入 担	614,763
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	8,154,923	引 受 入 担	210
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	1,452,712	引 受 入 担	1,246
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	3,104	引 受 入 担	63,378
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	3,104	引 受 入 担	5,193
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	1,098,778	引 受 入 担	12
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	430	引 受 入 担	502,808
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	19	引 受 入 担	41,914
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	79,254	引 受 入 担	3,786
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	4,416	引 受 入 担	195
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	1,326	引 受 入 担	76,782
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	476,652	引 受 入 担	6,410
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	42,156	引 受 入 担	648,335
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	91	引 受 入 担	19,275,682
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	276,949	引 受 入 担	
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	217,479	引 受 入 担	
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	93,237	引 受 入 担	
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	74,238	引 受 入 担	
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	127	引 受 入 担	
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	18,872	引 受 入 担	
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	648,335	引 受 入 担	
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	66,501	引 受 入 担	
未 決 済 為 費 収 入 証 勘 損 差 未 収 金	535	引 受 入 担	
資 産 の 部 合 計	20,371,732	負 債 及 び 資 本 の 部 合 計	20,371,732

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。
- 特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、株式以外の時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|------|--------|
| 建　　物 | 3年～60年 |
| 動　　産 | 2年～20年 |
7. 自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 新株発行費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。また、社債発行差金については資産として計上し、社債の償還期間にわたり均等償却を行っております。
9. 外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻懸念先及び下記25.の貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等、債権の発生当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引当てております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は37,725百万円であります。
11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認めら

れる額を計上しております。

12. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理

14. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
15. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は83,116百万円、繰延ヘッジ利益は83,916百万円であります。

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外力バー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

16. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
17. 子会社の株式総額 213,037百万円
18. 子会社に対する金銭債権総額 312,037百万円
19. 子会社に対する金銭債務総額 22,035百万円
20. 動産不動産の減価償却累計額 92,819百万円

21. 動産不動産の圧縮記帳額 28,506百万円
22. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、電子計算機の一部等については、リース契約により使用しております。
23. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,593百万円、延滞債権額は20,521百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は54,873百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は76,987百万円であります。
 なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,260百万円であります。
28. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|--------------|
| 担保に供している資産 | |
| 特 定 取 引 資 産 | 170,980百万円 |
| 有 価 証 券 | 2,098,959百万円 |
| 貸 出 金 | 89,130百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預 金 | 26,654百万円 |
| コ ー ル マ ネ ー | 50,000百万円 |
| 売 現 先 勘 定 | 983,715百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 703,050百万円 |
| 売 渡 手 形 | 545,500百万円 |
- 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券404,579百万円及びその他の資産105百万円を差し入れております。
- また、その他の資産のうちデリバティブ取引の差入担保金は10,098百万円であります。
29. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で「繰延ヘッジ損失」として計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は135,303百万円、繰延ヘッジ利益の総額は93,146百万円であります。
30. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布 法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布 政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 9,243百万円

31. その他の資産には、過去に海外市場で行ったレボ取引の一部について、当社に源泉所得税の徴収義務があったとして課税認定を受け、納付の上で課税の適否を争っている金額6,316百万円が含まれております。当社としては、本件は法的根拠を欠く不当なものであり、到底容認できないとの判断から、国税不服審判所長宛審査請求を行いました。平成17年2月22日付で請求棄却の判決を受けたことから、同年3月31日付にて東京地方裁判所に訴訟を提起しております。
32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金459,900百万円が含まれております。
33. 社債は、全額劣後特約付社債であります。
34. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,216,743百万円、貸付信託927,283百万円であります。
35. 1株当たりの純資産額 655円26銭
36. 商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は262,529百万円であります。
37. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、「預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。以下40.まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額	365,923百万円
当期の損益に含まれた評価差額	50百万円

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額	う ち 益	う ち 損
国債	517,345百万円	512,173百万円	5,172百万円	31百万円	5,203百万円
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	319,650	317,881	1,769	19	1,788
その他	—	—	—	—	—
合計	836,996	830,054	6,941	50	6,992

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
子会社・子法人等株式	—百万円	—百万円	—百万円
関連法人等株式	725	2,479	1,753
合計	725	2,479	1,753

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表 計上額	評価差額	う ち 益	う ち 損
株式	463,927百万円	911,079百万円	447,152百万円	450,370百万円	3,218百万円
債券	1,411,328	1,392,721	18,606	832	19,438
国債	882,368	868,598	13,770	697	14,468
地方債	81,824	80,163	1,660	40	1,701
短期社債	—	—	—	—	—
社債	447,134	443,960	3,174	94	3,269
その他	2,048,372	2,031,580	16,791	15,352	32,144
外国株式	3,490	3,788	298	308	10
外国債券	1,702,151	1,674,569	27,582	4,295	31,877
その他	342,729	353,222	10,492	10,748	256
合計	3,923,627	4,335,382	411,754	466,556	54,801

なお、上記の評価差額から繰延税金負債167,213百万円を差し引いた額244,541百万円が、「株式等評価差額

金」に含まれております。当期において、その他有価証券で時価のある株式について4,416百万円減損処理を行っております。減損処理において、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。

38. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
5,093,958百万円	44,000百万円	34,585百万円

39. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	217,909百万円
関連法人等株式	20,229百万円
その他有価証券	
非上場債券	215,859百万円
貸付信託受益証券	185,397百万円
非上場外国証券	143,911百万円

40. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	569,278百万円	1,093,565百万円	630,518百万円	152,215百万円
国債	239,842	488,060	508,118	149,923
地方債	4,508	37,604	38,050	—
短期社債	—	—	—	—
社債	324,927	567,900	84,349	2,292
その他	166,427	780,981	765,335	512,649
外国債券	34,498	636,389	713,121	362,229
その他	131,929	144,591	52,214	150,420
合計	735,705	1,874,546	1,395,854	664,865

41. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託	
貸借対照表計上額	12,468百万円
当期の損益に含まれた評価差額	547百万円
その他の金銭の信託	
取得原価	2,300百万円
貸借対照表計上額	2,300百万円
評価差額	—百万円

42. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,943,951百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,330,814百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

43. 当期末における退職給付引当金及び前払年金費用並びに同引当金と相殺又は前払年金費用に加算されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、それぞれ以下のとおりであります。

	退職一時金	厚生年金基金	適格退職年金	合 計
退職給付引当金	1,709百万円	24,729百万円	2,554百万円	28,993百万円
（退職給付信託の年金資産控除前）				
退職給付信託の年金資産	2,657	65,863	28,344	96,865
（未認識数理計算上の差異を除く）				
合計	948	41,133	25,790	67,872
うち退職給付引当金	195	—	—	195
（退職給付信託の年金資産控除後）				
前払年金費用	1,143	41,133	25,790	68,067

第 135 期 損 益 計 算 書

平成17年 4 月 1 日から平成18年 3 月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額
経 常	信 資	68,900
	貸有コ債買預金	265,252
	金 債	132,754
	出証ル貸入	117,376
	託 運 券 借 口 取 手 金	2,077
	金 利 一 引 形	1
	報 息 受 入 利 入	0
	用 金 金	6,951
	金 利 一 引 形	3,218
	金 利 一 引 形	2,873
	金 利 一 引 形	98,583
	金 利 一 引 形	825
	金 利 一 引 形	97,757
	金 利 一 引 形	6,317
	金 利 一 引 形	145
	金 利 一 引 形	5,895
	金 利 一 引 形	276
	金 利 一 引 形	40,545
	金 利 一 引 形	4,627
	金 利 一 引 形	28,445
	金 利 一 引 形	6,715
	金 利 一 引 形	757
	金 利 一 引 形	78,527
	金 利 一 引 形	15,555
	金 利 一 引 形	2,581
	金 利 一 引 形	60,390
経 常	資 産	122,323
	預讓コ売債売借短社	55,696
	支 特 所 営	2,437
	支 特 所 営	440
	支 特 所 営	28,729
	支 特 所 営	2,753
	支 特 所 営	27
	支 特 所 営	8,786
	支 特 所 営	42
	支 特 所 営	3,108
	支 特 所 営	20,299
	支 特 所 営	37,278
	支 特 所 営	338
	支 特 所 営	812
	支 特 所 営	812
	支 特 所 営	33,747
	支 特 所 営	33,747
	支 特 所 営	125,840
	支 特 所 営	89,831
	支 特 所 営	4,807
	支 特 所 営	2,969
	支 特 所 営	838
	支 特 所 営	7,739
	支 特 所 営	73,476
経 常	特 殊	148,293
	特 殊	1,736
	特 殊	111
	特 殊	1,625
	特 殊	687
	特 殊	762
経 常	特 殊	148,580
	特 殊	82
	特 殊	60,000
	特 殊	88,497
	特 殊	10,654
	特 殊	189
	特 殊	389
	特 殊	10,022
	特 殊	88,929

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 子会社との取引による収益総額 2,907百万円
子会社との取引による費用総額 24,022百万円
3. 1株当たり当期純利益金額 52円98銭
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 52円94銭
5. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
6. 「その他の経常収益」には、株式関連派生商品取引に係る収益57,002百万円を含んでおります。
7. 「その他の経常費用」には、株式関連派生商品取引に係る費用61,784百万円を含んでおります。

第135期利益処分計算書案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	88,929,228,511
利 益 処 分 額	70,105,536,590
利 益 準 備 金	112,000
配 当 金 (1 株につき 6 円)	10,035,424,590
役 員 賞 与 金	70,000,000
取 締 役 賞 与 金	70,000,000
任 意 積 立 金	60,000,000,000
別 途 準 備 金	60,000,000,000
次 期 繰 越 利 益	18,823,691,921

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年 5 月15日

住友信託銀行株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 河 合 利 治 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 白 川 芳 樹 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 倉 加奈子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、住友信託銀行株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第135期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分計算書案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分計算書案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第135期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況（法令遵守体制及びリスク管理体制等の内部統制システムを含む）を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、随時本店及び支店において業務の状況の実地調査を行い、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から監査に関する報告を聴取し、かつ計算書類及び附属明細書について検討いたしました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の財産上の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分計算書案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の財産上の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (6) 内部統制システムに関する取締役の職務遂行については、指摘すべき事項は認められません。

平成18年5月18日

住友信託銀行株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 田 辺 榮 一 (印)

監 査 役(常勤) 高 村 幸 一 (印)

監 査 役(常勤) 野 口 裕 史 (印)

監 査 役 前 田 庸 (印)

監 査 役 平 尾 光 司 (印)

(注) 監査役高村幸一、監査役前田 庸及び監査役平尾光司は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

ご 参 考

第 135 期 末 信 託 財 産 残 高 表

平成 18 年 3 月 31 日 現在

(単位：百万円)

資 産				金 額	負 債				金 額
貸 出 金				755,381	金 銭 信 託				18,070,043
証 書 貸 付				752,731	年 金 信 託				5,811,884
手 形 貸 付				2,649	財 産 形 成 給 付 信 託				9,214
有 価 証 券				7,725,066	貸 付 信 託				885,962
国 債				3,255,995	投 資 信 託				11,982,306
地 方 債				195,261	金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託				2,376,059
社 債				855,197	有 価 証 券 の 信 託				12,063,798
株 式				1,560,143	金 銭 債 権 の 信 託				4,373,386
外 国 証 券				1,858,465	動 産 の 信 託				1,686
そ の 他 の 証 券				3	土 地 及 び そ の 定 着 物 の 信 託				154,251
信 託 受 益 権				41,287,117	包 括 信 託				5,941,271
受 託 有 価 証 券				239,005	そ の 他 の 信 託				0
金 銭 債 権				4,650,703					
生 命 保 険 債 権				0					
住 宅 貸 付 債 権				673,727					
そ の 他 の 金 銭 債 権				3,976,975					
動 産 不 動 産				3,426,969					
不 動 産				1,498					
そ の 他 の 債 権				3,425,471					
ソ ー ル 口 一				1,615,217					
銀 行 勘 定 貸 金				3,000					
現 金 預 け 金				1,733,446					
預 け 金				233,959					
				233,959					
合 計				61,669,866	合 計				61,669,866

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 信託受益権には、資産管理を目的として再信託を行っている金額41,257,695百万円を含んでおります。
3. 共同信託他社管理財産 3,811,884百万円
4. 元本補てん契約のある信託の貸出金551,752百万円のうち破綻先債権額は188百万円、延滞債権額は3,836百万円、3ヵ月以上延滞債権額は一百万円、貸出条件緩和債権額は27,873百万円、以上合計額は31,898百万円であります。

(付) 元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む）の内訳は次のとおりであります。

金 銭 信 託 (単位：百万円)			
資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	167,347	元 本	1,216,743
有 価 証 券	43,787	債権償却準備金	504
そ の 他	1,007,038	そ の 他	925
計	1,218,173	計	1,218,173

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券には、貸付信託受益証券43,736百万円を含んでおります。

貸 付 信 託 (単位：百万円)			
資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	384,405	元 本	927,283
有 価 証 券	9,609	特 別 留 保 金	5,011
そ の 他	543,082	そ の 他	4,801
計	937,096	計	937,096

- (注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第135期利益処分計算書案承認の件

議案の内容は、前記45頁に記載のとおりであります。

当社は株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置付け、配当につきましては、業績や戦略的な投資の環境を総合的に判断したうえで、連結当期純利益に対する配当性向の当面の目途を20%以上として配当を実施させていただく方針としております。この配当方針に基づき、当期の普通株式の利益配当金につきましては、1株につき6円とし、中間配当金（1株につき6円）を含めました通期の配当金は、12円とさせていただきたいと存じます。

また、取締役賞与金につきましては、当期の業績などを勘案し、取締役11名に対し総額70百万円とさせていただきたいと存じます。

（本議案は、会社法第361条第1項にもとづく報酬等に関する決議を兼ねております。）

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の目的

- (1) 優先株式については、現在発行済株式がなく、当面の発行予定もないことから、現行定款第5条（発行株式総数）の変更および第2章の2（優先株式）の削除を行うものであります。
- (2) 平成18年5月1日に、「会社法」（平成17年法律第86号）ならびに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）および「会社計算規則」（同第13号）が施行されたことに伴い、以下の理由により、所要の変更を行うものであります。

株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第15条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。

取締役会において、緊急時および議案の内容に応じて臨機応変な対応を可能とするため、いわゆる書面決議を行うことができるよう、変更案第19条（取締役会）第3項を新設するものであります。

社外取締役および社外監査役を選任する場合において、当社のコーポレートガバナンスの強化のため有能な人材を招聘する環境を整えることができるよう、変更案第6章第28条（社外取締役および社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を本総会へ提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は住友信託銀行株式会社と称し、英文ではThe Sumitomo Trust and Banking Company, Limitedと表示する。 (目的) 第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。 (1) 信託業務 (2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引 (3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 (4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他証券取引法により銀行または信託会社が営むことができる業務 (5) 担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行または信託会社が営むことができる業務 (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項 (本店の所在地) 第3条 当社は本店を大阪市に置く。 (新設) (公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。	第1章 総 則 (商号) 第1条 当社は、<u>住友信託銀行株式</u>会社と称し、英文ではThe Sumitomo Trust and Banking Company, Limitedと表示する。 (目的) 第2条 当社は、<u>次</u>の業務を営むことを目的とする。 (1) 信託業務 (2) 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付または手形の割引ならびに為替取引 (3) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 (4) 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他証券取引法により銀行または信託会社が営むことができる業務 (5) 担保付社債信託法、社債等登録法その他の法律により銀行または信託会社が営むことができる業務 (6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項 (本店の所在地) 第3条 当社は、<u>本店</u>を大阪市に置く。 (機関の設置) 第4条 当社は、<u>取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く。</u> (公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する。	会社法施行に伴い、定款の定めが必要なため、新設するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
第 2 章 株 式 (発行株式総数) 第 5 条 当会社の発行する株式の総数は 31 億 2,500 万株とし、このうち 30 億株は普通株式、1 億 2,500 万株は優先株式とする。ただし、株式の消却または優先株式につき普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。 (新設) (自己株式の取得) 第 5 条の 2 当会社は、商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。 (1 単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第 6 条 当会社の 1 単元の株式の数は、すべての種類の株式につき 1,000 株とする。 当会社は 1 単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。 (基準日) 第 7 条 当会社は、毎営業年度末までに発行された株式については、同年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。なお、営業年度末日の翌日から定時株主総会までに発行された株式については、当該株式発行時の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか必要あるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。	第 2 章 株 式 (発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、30 億株とする。 (株券の発行) 第 7 条 当会社は、その株式に係る株券を発行する。 (削除) (単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 2. 当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (削除)	優先株式については、現在発行済株式がなく、当面の発行予定もないことから発行可能株式総数を減ずるほか、会社法の規定、用語に合わせ、変更するものであります。 会社法施行に伴い、定款の定めが必要なため、新設するものであります。 会社法施行に伴い、剰余金の分配に関する規定となったため、変更案第 7 章へ移設するものであります。 会社法の規定、用語に合わせ、変更するものであります。 株主総会に関する規定であるため、変更案第 3 章へ移設するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(単元未満株式の買増) 第 7 条の 2 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて 1 単元の株式の数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。 (株式取扱規則) 第 8 条 当会社の株券の種類ならびに株式名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取および買増、その他株式に関する取扱は取締役会の決議をもって定める株式取扱規則による。 第 2 章の 2 優先株式 (優先配当金) 第 8 条の 2 当会社は、第 31 条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主 (以下「優先株主」という。) に対し、普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) に先立ち、優先株式 1 株につき年 60 円を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金 (以下「優先配当金」という。) を支払う。 ただし、当該営業年度において第 8 条の 3 に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。 優先株主に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。	(単元未満株式の買増請求) 第 9 条 単元未満株式を有する株主 (<u>実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>) は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。 (株式取扱規則) 第 10 条 当会社の株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取および買増請求の<u>取扱い</u>、その他株式に関する<u>手続ならびに手数料は</u>、取締役会の定める株式取扱規則による。 (削除) (削除)	会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 優先株式については、現在発行済株式がなく、当面の発行予定もないことから、章を削除するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<u>(優先中間配当金)</u> 第8条の3 当社は、第32条に定める 中間配当を行うときは、優先株主に 対し、普通株主に先立ち、優先株式 1株につき優先配当金の2分の1を 上限として、発行に際して取締役会 の決議で定める額の金銭（本定款に おいて「優先中間配当金」とい う。）を支払う。	(削除)	
<u>(残余財産の分配)</u> 第8条の4 当社は、残余財産を分配 するときは、優先株主に對し、普通 株主に先立ち、優先株式1株につき 800円を支払う。 優先株主に対しては、前項のほか、 残余財産の分配は行わない。	(削除)	
<u>(消却)</u> 第8条の5 当社は、いつでも優先株 式を買い入れ、これを株主に配当す べき利益をもって当該買入価額によ り消却することができる。 当社は、優先株式発行後、その発 行に際して取締役会の決議で定める 期間を経過した後は、当該決議でそ れぞれ定める時期および市場実勢を 勘案して妥当と認められる償還価額 で、優先株式の全部または一部の償 還をすることができる。一部償還の 場合は、抽選その他の方法により行 う。	(削除)	
<u>(議決権)</u> 第8条の6 優先株主は、株主総会にお いて議決権を有しない。ただし、法 令の定める場合はこの限りではな い。	(削除)	
<u>(株式の併合または分割、新株引受権等)</u> 第8条の7 当社は、法令に定める場 合を除き、優先株式につき株式の併 合または分割は行わない。 当社は、優先株主には、新株の引 受権または新株予約権付社債の引受 権を与えない。	(削除)	

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(普通株式への転換) <u>第8条の8 優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</u> (普通株式への一斉転換) <u>第8条の9 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という。)をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u> <u>この場合、当該平均値が200円以上で当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。</u> <u>上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。</u> 第3章 株主総会 (新設) (招集の時期) <u>第9条 定時株主総会は毎営業年度終了後3か月以内に招集する。</u> <u>前項のほか必要あるときは、臨時株主総会を招集する。</u>	(削除) (削除) 第3章 株主総会 (基準日) <u>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利行使することができる株主とする。</u> (招集) <u>第12条 当社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3か月以内にこれを招集する。</u>	現行定款第2章から移設し、会社法の規定、用語に合わせ、変更するものであります。 会社法の用語に合わせ、変更するほか、定款に規定がなくても法的な効果に変わりがない任意的記載事項を削除するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(新設) (招集の場所) 第10条 株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。	2. <u>当会社の株主総会は、本店の所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都区内において招集する。</u> (削除)	現行定款第10条から移設するものであります。 変更案第12条第2項へ移設するものであります。
(議長) 第11条 株主総会の議長は取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれにあたる。 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。	(招集権者および議長) 第13条 株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。	招集権者を明確にするため、変更するものであります。
(決議要件) 第12条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。	(決議要件) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. <u>会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u>	会社法の引用条文および用語に合わせ、変更するものであります。
(新設) (議決権の代理行使) 第13条 株主は代理人をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は当会社の当該株主総会において議決権を行使することができる株主に限る。 株主または代理人は株主総会ごとに当会社に委任状を提出しなければならない。	(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。 (議決権の代理行使) 第16条 株主は、 <u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u>	株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、新設するものであります。 会社法の規定、用語に合わせ、変更するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
<u>(議事録)</u> 第14条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名なつ印する。	(削除)	会社法施行規則に作成方法が規定されているため、削除するものであります。
<u>(種類株主総会)</u> 第14条の2 第10条、第11条、第13条および第14条の規定は種類株主総会にこれを準用する。	(削除)	優先株式に関する規定の削除に伴い、削除するものであります。
第4章 取締役および取締役会 (員数) 第15条 当会社に取り役15名以内を置く。	第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社に、取締役15名以内を置く。	
(選任) 第16条 取締役は株主総会においてこれを選任する。 取締役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。 取締役の選任については累積投票によらないものとする。	(選任および解任) 第18条 (削除) <u>取締役の選任および解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。	現行定款第16条の2から移設し、まとめたうえで、会社法の規定、用語に合わせ、変更するものであります。
(解任) 第16条の2 取締役は株主総会の決議によってこれを解任できる。 前項の取締役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。	(削除)	変更案第18条第1項へ移設するものであります。
(取締役会) 第17条 当会社の取締役全員をもって取締役会を組織する。 取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。	(取締役会) 第19条 (削除) 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長を置かないときまたは事故があるときは、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにかわる。	会社法の規定、用語に合わせ、変更するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
取締役会招集の通知は会日から3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 (新設) 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。 取締役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名なつ印する。 (役付取締役および代表取締役) 第18条 (新設) 取締役会の決議をもって当会社に取り締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。 代表取締役は取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役のなかから選任し、各自当会社を代表する。 (役付取締役の分掌) 第19条 取締役会長は取締役会を主宰する。 取締役副会長は取締役会長を補佐する。 取締役社長は取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐し、当会社の業務を執行する。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、前項の事務を処理する。	2. <u>取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u> 3. <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u> (削除) 4. <u>取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</u> (代表取締役および役付取締役) 第20条 <u>取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 2. <u>取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。</u> (削除) (役付取締役の分掌) 第21条 <u>取締役会長は、取締役会を主宰する。</u> 2. <u>取締役副会長は、取締役会長を補佐する。</u> 3. <u>取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当会社全般の業務を統轄する。</u> 4. <u>取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、取締役社長を補佐し、当会社の業務を執行する。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、前項の事務を処理する。</u>	取締役会において、緊急時および議案の内容に応じて臨機応変な対応を可能とするため、いわゆる書面決議を行うことができるよう新設するものであります。 定款に規定がなくても法的な効果に変わりがない任意的記載事項を削除するものであります。 個々の手続きは取締役会規則によることを明確にするため、変更するものであります。 会社法の用語に合わせ、変更するほか、よりわかりやすくまとめるものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
(任期) 第20条 取締役の任期は就任後1か年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。 (補欠選任) 第21条 取締役中、その任期満了前に退任した者がある場合においても、法定数を欠かないときは、その補欠選任は行わないことがある。 補欠選任による取締役の任期は前任者の残任期間とする。 (報酬) 第22条 取締役の報酬は株主総会の決議をもって定める。 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第23条 当会社に監査役5名以内を置く。 (選任) 第24条 監査役は株主総会においてこれを選任する。 監査役の選任決議は総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもってする。 (解任) 第24条の2 監査役は株主総会の決議によってこれを解任できる。 前項の監査役の解任の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。 (監査役会) 第25条 当会社の監査役全員をもって監査役会を組織する。 監査役会招集の通知は会日から1週間前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。	(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (削除) (削除) 第5章 監査役および監査役会 (員数) 第23条 当会社に、監査役5名以内を置く。 (選任) 第24条 (削除) 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (削除) (監査役会) 第25条 (削除) 監査役会招集の通知は、会日の1週間前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 取締役の任期が1年であるため、定款に規定がなくても法的な効果に変わりがない任意的記載事項を削除するものであります。 定款に規定がなくても法的な効果に変わりがない任意的記載事項を削除するものであります。 会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 変更案第14条第2項に含まれるため、削除するものであります。 会社法の規定、用語に合わせ、変更するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した監査役が記名なつ印する。 (常勤の監査役および常任監査役) 第26条 監査役は互選をもって常勤の監査役を定める。 監査役は必要に応じ互選をもって常任監査役若干名を定めることができる。 (任期) 第27条 監査役の任期は就任後4か年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって終了する。 (新設) (補欠選任) 第28条 監査役中、その任期満了前に退任した者がある場合においても、法定数を欠かないときは、その補欠選任は行わないことがある。 補欠選任による監査役の任期は前任者の残任期間とする。 (報酬) 第29条 監査役の報酬は株主総会の決議をもって定める。 (新設) (新設)	2. 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。 3. 監査役会の議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した監査役が記名なつ印する。 (常勤の監査役および常任監査役) 第26条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役若干名を選定する。 2. 監査役は必要に応じ互選をもって常任監査役若干名を定めることができる。 (任期) 第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。 (削除) (削除) 第6章 社外取締役および社外監査役との責任限定契約 (社外取締役および社外監査役との責任限定契約) 第28条 当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。	会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 現行定款第28条から移設し、よりわかりやすくまとめるものであります。 変更案第27条第2項へ移設するものであります。 定款に規定がなくても法的な効果に変わりがない任意的記載事項を削除するものであります。 社外取締役および社外監査役を選任する場合において、当社のコーポレートガバナンスの強化のため有能な人材を招聘する環境を整えることができるよう、新設するものであります。

現 行 定 款	変 更 案	変 更 の 理 由
第 6 章 計 算 (営業年度および決算) 第30条 当会社の営業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。 (利益配当金の支払い) 第31条 利益配当金は各営業年度末の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。 (新設) (中間配当金) 第32条 当会社は取締役会の決議により、毎年 9 月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し商法第293条ノ5の規定による金銭の分配 (本定款において「中間配当」という。) を行うことができる。 (優先株式の転換と配当金) 第33条 優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月31日までになされたときは10月 1 日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。 (新設) (利益配当金等の除斥期間) 第34条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 以上	第 7 章 計 算 (事業年度) 第29条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとする。 (剰余金の配当) 第30条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 (削除) (削除) (自己株式の取得) 第31条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。 (配当金の除斥期間) 第32条 期末配当金および中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 以上	会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 現行定款第32条から移設し、会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 変更案第30条第 2 項へ移設するものであります。 優先株式に関する規定の削除に伴い、削除するものであります。 会社法施行に伴い、剰余金の分配に関する規定となったため、現行定款第 2 章から移設し、会社法の用語に合わせ、変更するものであります。 会社法の用語に合わせ、変更するものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

本總會終結の時をもって、取締役全員（11名）が任期満了となります。
つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため2名を増員し、取締役13名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式の数
1	高 橋 温 (昭和16年7月23日生)	昭和40年4月 当社入社 平成3年6月 当社取締役 業務部長委嘱 平成5年6月 当社取締役 企画部長委嘱 平成5年6月 当社常務取締役 企画部長委嘱 平成7年2月 当社常務取締役 平成9年6月 当社専務取締役 平成10年3月 当社取締役社長 平成17年6月 当社取締役会長（現任）	101,000株
2	森 田 豊 (昭和18年10月19日生)	昭和42年4月 当社入社 平成5年6月 当社取締役 東京営業第一部長委嘱 平成8年6月 当社常務取締役 平成10年3月 当社常務取締役 本店総括部長委嘱 平成10年6月 当社専務取締役 本店総括部長委嘱 平成11年2月 当社専務取締役 平成11年6月 当社専務取締役兼専務執行役員 平成13年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成14年4月 当社取締役兼副社長執行役員 平成17年6月 当社取締役社長（現任） （他の法人等の代表状況） 社団法人信託協会会長 （会社における担当） 業務監査部統轄	55,288株
3	幡 部 高 昭 (昭和23年4月5日生)	昭和46年4月 当社入社 平成11年6月 当社執行役員 総合資金部長委嘱 平成12年4月 当社常務執行役員 平成12年6月 当社常務取締役兼常務執行役員 平成13年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成15年4月 当社取締役兼常務執行役員 市場事務部長委嘱 平成15年6月 当社取締役兼専務執行役員（現任） （会社における担当） 受託事業部門長 受託資産企画部、受託監理部、総合運用部、受託資産運用部、年金運用部、株式運用部、債券運用部、パッシブ・クオンツ運用部所管	62,000株
4	藤 井 豪 夫 (昭和23年11月12日生)	昭和46年4月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 資産運用部長委嘱 平成11年6月 当社取締役退任 当社執行役員 資産運用部長委嘱 平成12年2月 当社執行役員 人事部長委嘱 平成14年4月 当社常務執行役員 平成14年6月 当社取締役兼常務執行役員 平成16年6月 当社取締役兼専務執行役員（現任） （会社における担当） 本店総括部、管理部、人事部、コンプライアンス統括部統轄	29,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社の株式の数
5	渋谷 正 雄 (昭和24年12月10日生)	昭和47年 4 月 当社入社 平成12年 6 月 当社執行役員 不動産営業部長 兼不動産投資顧問部長委嘱 平成13年 6 月 当社執行役員 不動産営業部長委嘱 平成14年 4 月 当社常務執行役員 平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 不動産業務部長委嘱 平成14年10月 当社取締役兼常務執行役員 平成16年 6 月 当社取締役兼専務執行役員（現任） （会社における担当） 不動産事業部門長 不動産事業部門内の各部所管	15,000株
6	井 上 育 穂 (昭和23年10月 8 日生)	昭和46年 4 月 当社入社 平成13年 6 月 当社執行役員 本店営業第二部長委嘱 平成14年 4 月 当社常務執行役員 平成14年 6 月 当社取締役兼常務執行役員 平成16年 6 月 当社取締役兼専務執行役員（現任） （会社における担当） ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長	19,157株
7	井 上 政 清 (昭和26年 7 月22日生)	昭和49年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 当社和歌山支店長 平成12年 4 月 当社東京営業第四部長 平成14年 4 月 当社執行役員 東京営業第四部長委嘱 平成16年 6 月 当社常務執行役員 平成18年 6 月 当社常務執行役員 東京営業第六部長委嘱（現任） （会社における担当） ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長	8,315株
8	中 井 正 彦 (昭和27年 3 月29日生)	昭和50年 4 月 当社入社 平成14年 4 月 当社執行役員 営業企画部長委嘱 平成15年 6 月 当社執行役員 リテール企画推進部長委嘱 平成16年 6 月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成16年 6 月 当社常務執行役員 平成17年 6 月 当社取締役兼常務執行役員（現任） （会社における担当） リテール事業部門長 リテール企画推進部、ローン推進部、プライベートバンキング部、リテール営業開発部、ダイレクトバンキング部所管	20,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位および担当	所有する当社の 株式の数
9	向 原 潔 (昭和27年2月11日生)	昭和50年4月 当社入社 平成10年4月 当社静岡支店長 平成12年4月 当社証券代行部長 平成14年4月 当社審査第一部長 平成15年6月 当社執行役員 審査第一部長委嘱 平成16年4月 当社執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成16年6月 当社常務執行役員 ホールセール企画部長委嘱 平成17年6月 当社常務執行役員（現任） （会社における担当） ホールセール事業部門副部門長兼リテール事業部門副部門長 ホールセール企画部、証券代行部、事業金融部、企業情報部、 資産金融部、金融事業企画部所管	28,157株
10	鈴 木 優 (昭和26年2月23日生)	昭和48年4月 当社入社 平成13年6月 当社執行役員 業務部長委嘱 平成15年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成15年6月 当社監査役（常勤） 平成17年6月 当社監査役退任 当社取締役兼常務執行役員（現任） （会社における担当） 業務部統轄 リテール事業部門副部門長	15,000株
11	安 藤 友 章 (昭和26年4月27日生)	昭和50年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 名古屋地区統括支配人 兼名古屋支店長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員（現任） （会社における担当） マーケット資金事業部門長兼ホールセール事業部門副部門長 市場事務部、マーケット資金事業部門内の各ユニット、 クレジット投資業務部所管	10,000株
12	常 陰 均 (昭和29年8月6日生)	昭和52年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員 企画部長委嘱 平成17年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱 平成17年6月 当社取締役兼常務執行役員（現任） （会社における担当） 企画部、総務部、リスク統括部、調査部統轄	12,000株
13	草 川 修 一 (昭和29年12月9日生)	昭和52年4月 当社入社 平成10年6月 当社ローン推進部長 平成11年2月 当社札幌支店長 平成13年6月 当社審査第一部長 平成14年4月 当社人事部長 平成17年6月 当社執行役員 人事部長委嘱 平成18年6月 当社執行役員 本店支配人委嘱（現任）	11,639株

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

住友ビルディング11階会議室
(所在地：大阪市中心区北浜四丁目 5 番33号)



- 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅下車 4 号出口より西へ徒歩約 3 分
- 地下鉄四つ橋線肥後橋駅下車 2 号または 5A 号出口より東へ徒歩約 4 分
- 京阪電鉄淀屋橋駅下車 4 号出口より西へ徒歩約 3 分

(お願い)

会場には駐車場の用意がございませんので、お車での越しはご遠慮ください。



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。